機器の利用に関する手引き

1. 利用者に同意いただく事項

- (1) 共用機器基盤センター機器使用内規を遵守してください。ただし、利用時間は、原則としてセンターの休業日を除く9時00分から17時00分です。
- (2) 学内の使用状況によって利用日程等のご希望に添えない場合がございます。
- (3) 利用期間は1件につき最長3か月までとし,年度をまたがる申込みはできません。
- (4) 利用料金に関する見積書は発行しません。

2. 利用形態

(1) 機器利用

利用者が機器を操作します。

当該機器を使用した経験があり、充分な知識と技能を有する方のみ利用できます。 利用者は、機器を使用する前にセンターの実施する講習を受ける必要があります。

(2) 共同利用

本学職員が機器の操作をお手伝いします。

目的に沿って、方法や測定結果の基礎的な解釈まで相談をお受けします。

※ データの解析など,詳細な技術相談を希望する場合は,別途,共同研究制度や 学術指導制度のお申込みをご検討ください。

3. 利用の手順

- (1) 利用者は、利用可能な機器をホームページで確認し、機器管理責任者(別途、本学の応対者がいる場合は当該応対者。以下「本学の応対者」といいます。)と内容・ 日程・利用形態・料金等について相談します。
- (2) 利用者は,利用申込書(別紙様式1)に必要事項を記載し,センターへ提出します。
- (3) センターが利用通知書(別紙様式2)を発行し、利用者が受理します。
- (4) 利用者は、機器を使用します。
- (5) 本学の応対者は、応対完了報告書(別紙様式3)を作成します。
- (6) センターは、応対完了報告書に基づき請求書を発行し、利用者へ送付します。
- (7) 利用者は、発行された請求書に基づき、指定された日までに銀行振込により料金を 支払います。

4. 様式等

- (1) 別紙様式1 利用申込書/宣誓書
- (2) 別紙様式2 利用通知書
- (3) 別紙様式3 応対完了報告書